

## 久喜市ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」取扱店募集について

久喜市（以下「本市」という。）では、寄附者に本市へ直接訪れていただき、本市内の店舗やサービス等の利用し、本市の多様な魅力に触れていただくことで、地域の活性化を図ることを目的に、ふるさと納税返礼品として、「PayPay 商品券」を導入しました。

つきましては、「PayPay 商品券」を取り扱う本市内の店舗や施設等（以下「PayPay 商品券」取扱店」という。）を次のとおり募集するものです。

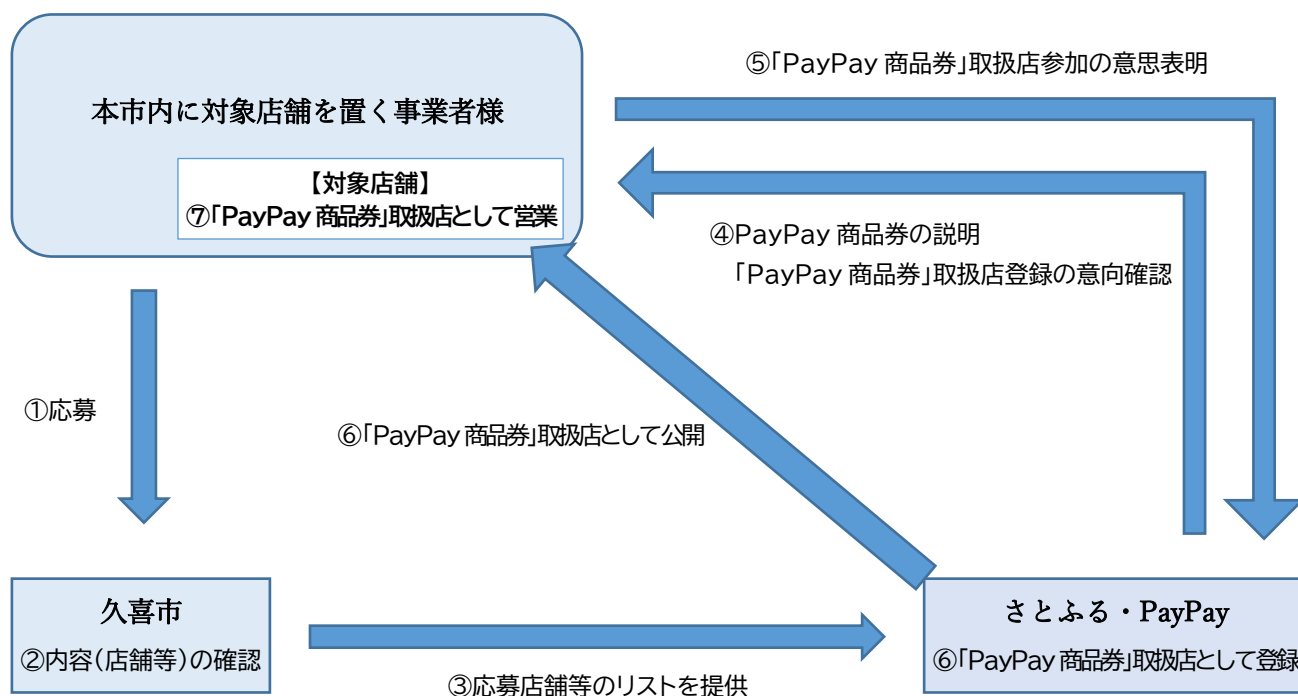
### 1 「PayPay 商品券」とは

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附することで取得できる電子商品券です。寄附者が取得した「PayPay 商品券」は、総務省が定める平成 31 年総務省告示 179 号地場産品基準（以下「地場産品基準」という。）を満たした商品やサービス等を提供する店舗や施設等（以下「対象店舗」という。）での支払いに利用することができます。なお、「PayPay 商品券」の有効期限は寄附完了日から 180 日です。

### 2 「PayPay 商品券」取扱店になるまでの流れ

「PayPay 商品券」取扱店として登録・公開されるまでの基本的な流れは、下記の図 1 のとおりです。なお、応募していただいてから、「PayPay 商品券」取扱店として登録・公開されるまでには、数か月程度の期間をいただきます。

図 1:「PayPay 商品券」取扱店になるまでの流れ

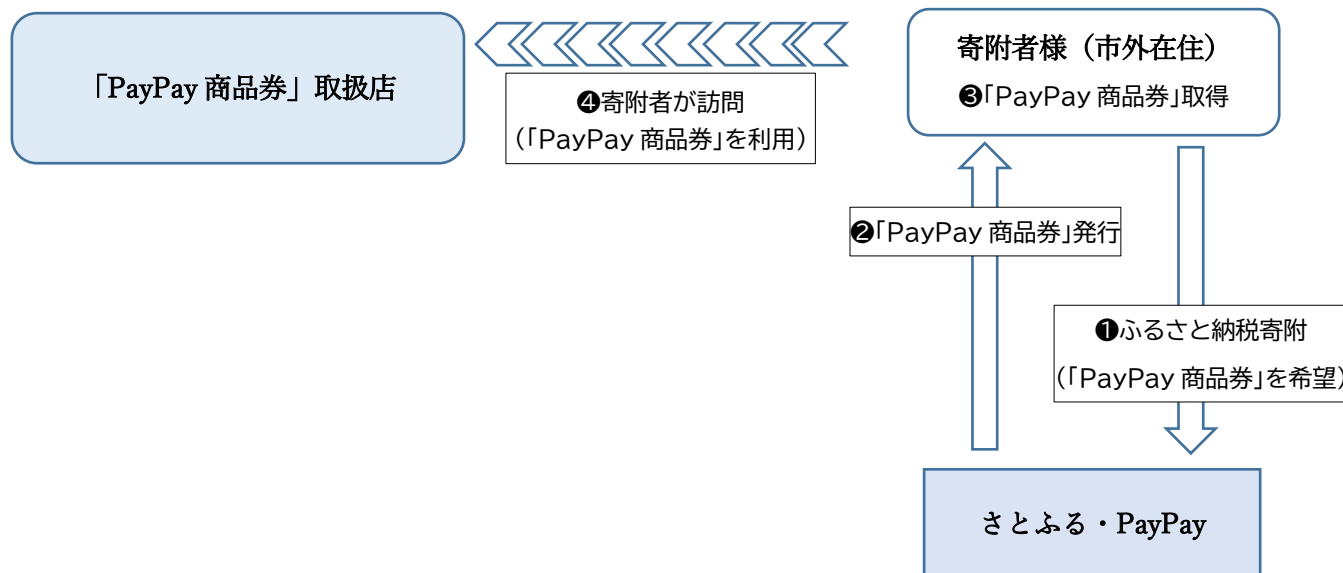


※ふるさと納税の制度上、「PayPay 商品券」を返礼品として提供できるのは市外在住の方になります。

### 3 「PayPay 商品券」が利用されるまでの流れ

市外在住の寄附者が寄附して「PayPay 商品券」を取得し、利用するまでの基本的な流れは下記の図 2 のとおりです。

図 2:「PayPay 商品券」が利用されるまでの流れ



### 4 寄附額の種類

寄附者は、返礼品として「PayPay 商品券」を希望する場合、寄附額を下表に示す 15 コースの中から選択することができます。

選択できる寄附額 (全 15 コース)										
①1,000 円	②3,000 円	③5,000 円	④7,000 円	⑤10,000 円	⑥15,000 円	⑦20,000 円	⑧30,000 円	⑨50,000 円	⑩100,000 円	⑪150,000 円
⑫200,000 円	⑬300,000 円	⑭400,000 円	⑮500,000 円							

※寄附額の 3 割の金額が「PayPay 商品券」として利用できます

### 5 「PayPay 商品券」取扱店の募集期間

随時募集します。また、市ホームページでも募集の資料を掲載しています。

なお、応募いただいた店舗等のリストは内容を確認後、数か月毎にさとふる納税ポータルサイト「さとふる」を運営する株式会社さとふるへ提供する予定です。

### 6 応募方法等

「PayPay 商品券」取扱店を希望する場合は、本市が指定する応募用紙（以下「応募用紙」という。）に必要事項を記入のうえ、次に示す方法等により提出してください。

#### (1) 提出方法及び提出先

##### 【郵送（郵送先）】

久喜ブランド推進課久喜ブランド推進係 あて  
〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 番地

### 【窓口（持参）】

次のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・久喜ブランド推進課久喜ブランド推進係（菖蒲総合支所内）
- ・本庁舎環境経済・教育分室（〒346-8501 久喜市下早見 85 番地の 3）
- ・栗橋総合支所総務管理課（〒349-1192 久喜市間鎌 251 番地 1）
- ・鷲宮総合支所総務管理課（〒340-0295 久喜市鷲宮 6 丁目 1 番 1 号）

### 【E-mail】

kukibrand@city.kuki.lg.jp

### 【FAX】

0480-85-7544

### 【電子申請】

ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」取扱店応募フォーム URL

[https://apply.e-tumo.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=51130](https://apply.e-tumo.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=51130)



### （2）留意事項

複数の店舗を経営している場合、応募用紙は「PayPay 商品券」取扱店として登録を希望する店舗ごとに提出してください。

## 7 「PayPay 商品券」取扱店の要件

「PayPay 商品券」取扱店は、応募時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

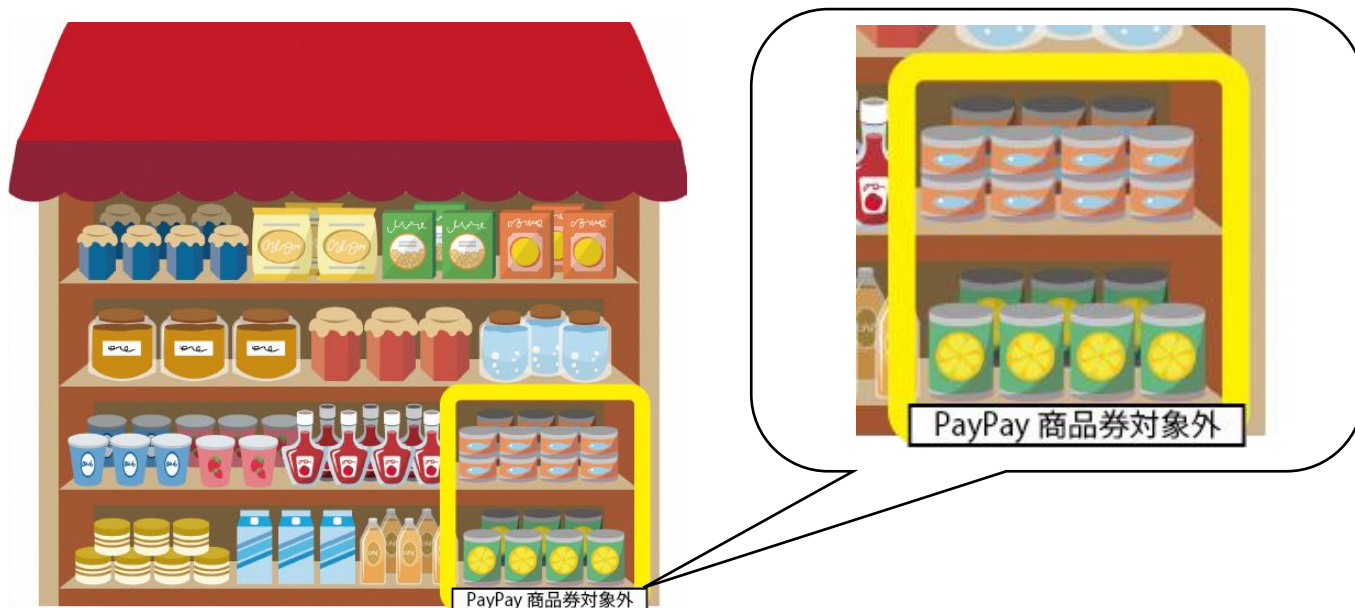
- （1） 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- （2） 本市内に対象店舗を置く法人・団体又は個人事業主であること。
- （3） 「PayPay 商品券」での支払いが可能な商品やサービス等（以下、「対象商品」という。）を提供していること。また、同一店舗や施設内で総務省が定める地場産品基準に適合しない商品やサービス等を販売・提供している場合は、「PayPay 商品券」での支払い可否（対象商品か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗や施設等であること。

※表示の参考例は、図 3 をご確認ください。

- （4） 久喜市暴力団排除条例(平成 25 年久喜市条例第 16 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。
- （5） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- （6） 特定の宗教・政治団体と係わる場合や公序良俗に反する営業を行っていないこと。

※「PayPay 商品券」取扱店の要件をすべて満たしている場合でも、総合的に判断し、「PayPay 商品券」取扱店として認められない場合がありますので、予めご了承ください。

図 3:「PayPay 商品券」対象商品の区分・表示参考例



※総務省が定める地場産品基準に適合しない商品やサービス等を提供している場合は、利用者が分かりやすいよう明確に区分・表示してください。

### 8 対象商品の要件

対象商品は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

(1) 下表に示す地場産品基準のいずれかに該当すること。

地場産品基準
ア 本市内において生産されたものであること。
イ 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
ウ 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
エ 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
オ 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
カ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
キ 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

※「PayPay 商品券」取扱店において提供している地場産品基準に適合しない商品やサービス等の支払には、「PayPay 商品券」は利用できません。

(2) 下表に示す商品やサービス等に該当しないこと。

分類	内容
ア 金銭類似性の高いもの	プリペードカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの。
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの。
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの。

## 9 「PayPay 商品券」取扱店の取り消し

次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、「PayPay 商品券」取扱店を取り消します。

- (1) 「PayPay 商品券」取扱店が営業を終了したとき。
- (2) 「PayPay 商品券」取扱店の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の応募内容により「PayPay 商品券」取扱店となったことが判明したとき。
- (4) 対象商品以外の商品やサービス等の支払いに、意図的に「PayPay 商品券」を利用させていることが確認できたとき。
- (5) 法令に違反するなど「PayPay 商品券」取扱店として適切でないと認められるとき。

## 10 「PayPay 商品券」取扱店の責務

「PayPay 商品券」取扱店は、次に定める事項を遵守する必要があります。

- (1) 対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の応募内容が変更になる場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- (4) 「PayPay 商品券」の取り扱い状況に疑義が生じた場合において、本市が確認等を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。

### 【担当・お問合せ先】

久喜市役所 久喜ブランド推進課 久喜ブランド推進係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 番地

電話 0480-85-1111(内線 104、112、113)

FAX 0480-85-7544

E-mail [kukibrand@city.kuki.lg.jp](mailto:kukibrand@city.kuki.lg.jp)